

平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 中 道 リ ー ス 株 式 会 社
代 表 者 氏 名 代 表 取 締 役 社 長 関 寛
コ ー ド 番 号 8 5 9 4 札 幌 証 券 取 引 所
問 い 合 わ せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 有 坂 欣 明
T E L 011-280-2266

第三者割当増資による新株式発行（普通株式および優先株式）に関するお知らせ

本日開催の当社取締役会において、本年 3 月 27 日に公表いたしました札幌北洋グループとの資本及び業務の提携に基づく、約 30 億円の第三者割当による新株式発行（普通株式および優先株式）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株式発行要領

1 - 1 普通株式発行要領

- | | |
|--|---------------------|
| (1) 募集株式数
(発行新株式数) | 普通株式 1,019,000 株 |
| (2) 払込金額
(発行価額) | 1 株につき 340 円 |
| (3) 払込金額の総額
(発行価額の総額) | 346,460,000 円 |
| (4) 資本組入額 | 1 株につき 170 円 |
| (5) 資本組入額の総額 | 173,230,000 円 |
| (6) 申込期日 | 平成 18 年 5 月 30 日（火） |
| (7) 払込期日 | 平成 18 年 5 月 31 日（水） |
| (8) 新株券交付日 | 平成 18 年 5 月 31 日（水） |
| (9) 割当先および株式数 | |
| 株式会社札幌北洋ホールディングス | 578,000 株 |
| 交洋不動産株式会社 | 176,000 株 |
| 北栄保険サービス株式会社 | 88,000 株 |
| 株式会社北星コーポレーション | 59,000 株 |
| 株式会社星和サービス | 59,000 株 |
| 札幌パブリック警備保障株式会社 | 59,000 株 |
| (10) 新株式の継続所有等の取決めにに関する事項 | |
| 割当新株式の全部又は一部を発行日から 2 年以内に譲渡した場合は、直ちに当該内容を報告しかつ開示する旨の確約を依頼する予定です。 | |
| (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件といたします。 | |
| (注) 発行価額の決定方法 | |
| 過去 6 ヶ月間の証券会員制法人札幌証券取引所における終値の平均値などを総合的に勘案して発行価額を決定いたしました。 | |

1 - 2 A 種優先株式発行要領

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| (1) 募集株式数
(発行新株式数) | A 種優先株式 2,650,000 株 |
| (2) 払込金額
(発行価額) | 1 株につき 1,000 円 |
| (3) 払込金額の総額
(発行価額の総額) | 2,650,000,000 円 |
| (4) 資本組入額 | 1 株につき 500 円 |
| (5) 資本組入額の総額 | 1,325,000,000 円 |
| (6) 申込期日 | 平成 18 年 5 月 30 日（火） |

- (7) 払込期日 平成 18 年 5 月 31 日 (水)
- (8) 新株券交付日 平成 18 年 5 月 31 日 (水)
- (9) 割当先および割当株式数
株式会社札幌北洋ホールディングス 2,650,000 株
- (10) その他詳細については別紙添付の「中道リース株式会社 A 種優先株式募集事項 (発行要項)」記載のとおりです。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

(1) 普通株式

現在の発行済株式総数	7,660,800 株 (平成 18 年 5 月 12 日現在)
増資による増加株式数	1,019,000 株
増資後発行済株式総数	8,679,800 株

(2) A 種優先株式

現在の発行済株式総数	0 株 (平成 18 年 5 月 12 日現在)
増資による増加株式数	2,650,000 株
増資後発行済株式総数	2,650,000 株

3. 増資の理由および資金の用途等

(1) 増資の理由

将来の営業基盤拡大を目的として下記を図るために、第三者割当増資を図るものです。

- ・自己資本の増強による財務上の信用力の強化。
- ・運転資金の確保。
- ・リース・割賦資産等の購入資金の確保。

(2) 増資調達資金の用途

運転資金ならびにリース・割賦の購入資金に充当する予定でございます。

(3) 業績に与える見通し

平成 19 年 1 月期業績予想に対する影響は、今後確定次第、必要に応じてあらためてお知らせいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

経営成績に基づく株主の皆様方に対する安定した配当を実現すると共に、将来の経営基盤を強化するため内部留保を図ることを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たりの考え方

当社は、株主の皆様方に対する安定した配当を実現することを方針としております。

(3) 内部留保資金の用途

将来に向けての財務基盤充実に振り向けてまいります。

5. 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はございません。

(2) 過去 3 決算期間および直前の株価等の推移

	平成 16 年 1 月期	平成 17 年 1 月期	平成 18 年 1 月期	平成 19 年 1 月期
始 値	280 円	280 円	335 円	350 円
高 値	315 円	350 円	360 円	350 円
安 値	240 円	265 円	255 円	340 円
終 値	280 円	335 円	350 円	350 円
株 価 収 益 率	27.2 倍	25.3 倍	44.9 倍	-

(注) 1. 平成 19 年 1 月期の株価等については、平成 18 年 5 月 11 日現在で記載しております。

2. 株価収益率につきまして、平成 19 年 1 月期は未確定のため記載しておりません。

6. 割当先の概要

名 称	株式会社札幌北洋ホールディングス
本 店 所 在 地	札幌市中央区大通西三丁目 11 番地

代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高向 巖		
資本金の額	73,279 百万円		
発行済株式総数	399,406 株		
大株主及び持株比率	明治安田生命保険(相) 7.74%		
主な事業内容	銀行持株会社		
主な経営成績・財政状態	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	
	営業収益	6,022 百万円	6,767 百万円
	営業利益	5,652 百万円	6,314 百万円
	経常利益	5,633 百万円	6,195 百万円
	当期純利益	5,627 百万円	6,258 百万円
	総資産	236,050 百万円	268,383 百万円
	株主資本	236,028 百万円	268,332 百万円
当社との関係	当社は株式会社札幌北洋ホールディングスの株式を 330.5 株保有しております。		

- (注) 1. 資本金の額、発行済株式総数、大株主及び持株比率の欄は平成18年3月31日現在のものです。
2. 当社との関係の欄は平成18年3月31日現在のものです。

名 称	交洋不動産株式会社		
本店所在地	札幌市中央区大通西三丁目 11 番地		
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中尾 進		
資本金の額	10,000,000 円		
発行済株式総数	20,000 株		
大株主及び持株比率	北栄保険サービス(株) 86.25%		
主な事業内容	建物の維持管理、不動産仲介		
主な経営成績・財政状態	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	
	営業収益	2,610 百万円	2,542 百万円
	営業利益	703 百万円	730 百万円
	経常利益	448 百万円	707 百万円
	当期純利益	30 百万円	16 百万円
	総資産	13,440 百万円	12,295 百万円
	株主資本	1,111 百万円	1,127 百万円
当社との関係	該当なし		

- (注) 1. 資本金の額、発行済株式総数、大株主及び持株比率の欄は平成18年3月31日現在のものです。
2. 当社との関係の欄は平成18年3月31日現在のものです。

名 称	北栄保険サービス株式会社	
本店所在地	札幌市中央区北四条西三丁目 1 番地	
代表者の役職・氏名	代表取締役 坂本 人士	
資本金の額	40,000,000 円	
発行済株式総数	800 株	
大株主及び持株比率	北洋システム開発(株) 18.75%	
主な事業内容	生命保険・損害保険代理店	

主な経営成績・財政状態	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
営業収益	726 百万円	618 百万円
営業利益	158 百万円	88 百万円
経常利益	159 百万円	90 百万円
当期純利益	89 百万円	54 百万円
総資産	795 百万円	753 百万円
株主資本	40 百万円	40 百万円
当社との関係	該当なし	

- (注) 1. 資本金の額、発行済株式総数、大株主及び持株比率の欄は平成18年3月31日現在のものです。
2. 当社との関係の欄は平成18年3月31日現在のものです。

名 称	株式会社北星コーポレーション	
本店所在地	札幌市中央区南四条西三丁目 9 番地	
代表者の役職・氏名	取締役社長 高橋 眞	
資本金の額	30,000,000 円	
発行済株式総数	60,000 株	
大株主及び持株比率	丸善薬品(株) 10.33%	
主な事業内容	不動産管理業務、保険代理業務	
主な経営成績・財政状態	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
営業収益	641 百万円	602 百万円
営業利益	158 百万円	125 百万円
経常利益	138 百万円	109 百万円
当期純利益	27 百万円	46 百万円
総資産	1,965 百万円	1,958 百万円
株主資本	267 百万円	311 百万円
当社との関係	該当なし	

- (注) 1. 資本金の額、発行済株式総数、大株主及び持株比率の欄は平成18年3月31日現在のものです。
2. 当社との関係の欄は平成18年3月31日現在のものです。

名 称	株式会社星和サービス	
本店所在地	札幌市中央区南四条西三丁目 9 番地	
代表者の役職・氏名	取締役社長 武田 俊明	
資本金の額	12,000,000 円	
発行済株式総数	24,000 株	
大株主及び持株比率	(株)北星コーポレーション 85.42%	
主な事業内容	建物の清掃及び設備の保守管理業務	
主な経営成績・財政状態	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
営業収益	804 百万円	781 百万円
営業利益	18 百万円	40 百万円
経常利益	26 百万円	44 百万円
当期純利益	13 百万円	21 百万円
総資産	561 百万円	603 百万円

株主資本	294百万円	315百万円
当社との関係	該当なし	

(注) 1. 資本金の額、発行済株式総数、大株主及び持株比率の欄は平成18年3月31日現在のものです。

2. 当社との関係の欄は平成18年3月31日現在のものです。

名称	札幌パブリック警備保障株式会社	
本店所在地	札幌市中央区大通西十一丁目4番地	
代表者の役職・氏名	取締役社長 佐藤 哲男	
資本金の額	30,000,000円	
発行済株式総数	3,000株	
大株主及び持株比率	西田 秀雄	30.83%
主な事業内容	警備業	
主な経営成績・財政状態	平成16年3月期	平成17年3月期
営業収益	749百万円	793百万円
営業利益	23百万円	7百万円
経常利益	34百万円	10百万円
当期純利益	5百万円	7百万円
総資産	473百万円	526百万円
株主資本	98百万円	101百万円
当社との関係	該当なし	

(注) 1. 資本金の額、発行済株式総数、大株主及び持株比率の欄は平成18年3月31日現在のものです。

2. 当社との関係の欄は平成18年3月31日現在のものです。

7. 増資後の大株主構成等

大株主名	所有株式数(千株)	議決権比率(%)
中道機械株式会社	2,371	28.82
株式会社札幌北洋ホールディングス	568	7.02
株式会社北洋銀行	360	4.36
株式会社みずほコーポレート銀行	351	4.26
新光証券株式会社	334	4.04
株式会社北海道銀行	290	3.52
三井住友海上火災保険株式会社	253	3.07
株式会社札幌銀行	217	2.63

(注) 1. 上記の株主の議決権比率は、平成18年1月20日現在の株主名簿上の株式数に今回の第三者割当増資による新株式発行で増加する株式数を加味したものであります。

2. 所有株式数については、優先株式2,650,000株を除いて算出しております。

3. 株式会社札幌北洋ホールディングス、株式会社北洋銀行、株式会社札幌銀行及びその他1社を合計した札幌北洋グループとしての議決権比率は約15%となります。

以上

別紙

中道リース株式会社 A 種優先株式募集事項（発行要項）

中道リース株式会社（以下「当会社」という。）A 種優先株式（以下「A 種優先株式」という。）の募集事項は次のとおりとする（以下「本発行要項」という。）。

1. 募集株式の種類

中道リース株式会社 A 種優先株式

2. 募集株式数

A 種優先株式 2,650,000 株

3. 払込金額

1 株当たり 1,000 円

4. 払込金額中資本金に計上しない額

1 株当たり 500 円

5. 増加する資本金の額（資本組入額）の総額

1,325,000,000 円

6. 増加する資本準備金の額の総額

1,325,000,000 円

7. 払込金額総額

2,650,000,000 円

8. 申込期日

平成 18 年 5 月 30 日（火曜日）

9. 払込期日

平成 18 年 5 月 31 日（水曜日）

10. 優先配当金

（1）優先配当金の計算

当会社は、A 種優先株式の発行後に到来する各決算期において剰余金の配当を行うときは、A 種優先株式を有する株主（以下「A 種優先株主」という。）または A 種優先株式の登録株式質権者（以下「A 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、A 種優先株式 1 株につき 30 円（以下「A 種優先配当金」という。）を剰余金の配当として支払う。

（2）非参加型

ある事業年度において A 種優先株主または A 種優先登録質権者に対しては、A 種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

（3）非累積型

ある事業年度において A 種優先株主または A 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が A 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

（4）中間配当金

A 種優先株主または A 種優先登録質権者に対しては、中間配当を行わない。

11. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

A 種優先株主は、平成 21 年 1 月 21 日から平成 28 年 1 月 20 日までのうち、毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの期間（以下「期末償還請求期間」という。）または 11 月 1 日から 11 月 30 日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの期間（以下「中間償還請求期間」といい、期末償還請求期間と中間償還請求期間を「償還請求期間」と総称する。）において、法令の範囲内で、A 種優先株式の全部または一部につき、金銭を対価とする取得請求（本発行要項において、「償還請求」という。）をすることができる。当会社は、それぞれ、期末償還請求期間または中間償還請求期間満了の日から 1 ヶ月以内に、法令の定めに従い、株式の

取得および対価である金銭の交付（以下「償還」という。）の手續を行うものとする。但し、各償還請求期間において法令の定める限度額を超えてその発行している A 種優先株式の株主からの償還請求があった場合、各 A 種優先株主が償還請求を行った株式数によるあん分比例の方式により決定し（但し、各 A 種優先株主毎にあん分比例の方式による計算の結果生ずることとなる 1 株未満の端数については、切捨てた数とする。）あん分比例の方式により決定できない残余分についてはそれぞれ期末償還請求期間または中間償還請求期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。また、取得の対価として当会社が A 種優先株主または A 種優先登録質権者に交付する金銭の額は、1 株につき 1,000 円とする。

12. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

当会社は、平成 21 年 1 月 21 日から平成 28 年 1 月 20 日までのうち、毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）の期間（以下「期末強制償還期間」という。）内または 12 月 1 日から 12 月 31 日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）の期間（以下「中間強制償還期間」といい、期末強制償還期間と中間強制償還期間を「強制償還期間」と総称する。）内において、法令の範囲内で、A 種優先株式の全部または一部を金銭を対価として取得（本発行要項において、「強制償還」という。）することができる。なお、一部の A 種優先株式についてのみ強制償還をすることは各 A 種優先株主が有する A 種優先株式の株式数によるあん分比例の方式により決定し（但し、各 A 種優先株主毎にあん分比例の方式による計算の結果生ずることとなる 1 株未満の端数については、切捨てた数とする。）あん分比例の方式により決定できない残余分についてはそれぞれ期末強制償還期間または中間強制償還期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。取得の対価として当会社が A 種優先株主または A 種優先登録質権者に交付する金銭の額は 1 株につき 1,000 円とする。

13. 普通株式を対価とする取得請求権（転換予約権）

A 種優先株主は、以下に定める転換（以下において定義される。）を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、当会社に対し、当会社の普通株式を対価として、その有する A 種優先株式の取得（本発行要項において、「転換」という。）を請求することができる（本発行要項において、普通株式を対価とする取得請求権を「転換予約権」という。）

（1）転換を請求し得べき期間

平成 26 年 1 月 21 日から平成 28 年 1 月 20 日までのうち、毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までおよび 8 月 1 日から 10 月 31 日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）まで（それぞれ、以下「転換請求期間」という。）

（2）転換の条件

A 種優先株式は、下記の転換の条件で当会社の普通株式への転換を請求することができる。

イ．当初転換価額

最初の転換請求期間の初日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）における時価とする。なお、上記「時価」とは、当該転換請求期間の初日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の証券会員制法人札幌証券取引所（以下「札幌証券取引所」という。）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を切り上げる。

ロ．転換価額の修正

転換価額は、最初の転換請求期間経過後の各転換請求期間において、A 種優先株式の全部または一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求期間の初日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）における時価に修正されるものとし、転換価額は当該転換請求期間の初日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）以降次回の転換請求期間の初日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）の前日までの間、当該修正後の価額に修正される。但し、算出された価額が当初転換価額の 70% 相当額（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、算出された価額が当初転換価額の 130% 相当額（以下「上限転換価額」という。）を上回るときは、修正後の転換価額は上限転換価額とする。転換価額が転換請求期間の初日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）の前日までに、下記八．により調整された場合には、下限転換価額および上限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換請求期間の初日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を切り上げる。但し、当会社の普通株式が転換請求期間の初日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）に先立って札幌証券取引所において上場廃止された場合には、当会社の普通株式の上場廃止の日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の札幌証券取引所にお

ける当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。

八．転換価額の調整

A．A種優先株式の発行後、次の **ないし** のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る払込金額または処分価額をもって、普通株式を発行または当会社が有する普通株式（以下「自己株式」という。）を処分する場合（但し、株式分割、転換予約権付株式の転換または新株予約権の行使による場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式の処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読替える。

株式分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降、株式分割のための株主割当日がない場合は、当会社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式の新株予約権または普通株式への転換予約権を行使できる有価証券を発行または処分する場合、調整後の転換価額は、当該新株予約権または転換予約権を行使できる有価証券の発行日もしくは処分の日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行または処分された新株予約権または有価証券上の転換予約権が全額行使されたものとみなし、その発行もしくは処分の日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。

B．上記A． **ないし** に掲げる場合のほか、合併または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、当会社の取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。

C．転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。

D．転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）の前日において有効な転換価額とする。また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日（但し、株式分割を行うための当会社の取締役会において株主割当日以外の日を株式分割の効力発生日と定めた場合は、その日）また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数（当該新規発行分は含まれない。）とする。

E．転換価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。

F．転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

二．転換により発行すべき普通株式数

A種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が転換のために提出したA種優先株式の払込金額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、当該端数につき金銭による精算は行わない。

14．普通株式を対価とする取得条項（強制転換）

当会社は、平成28年1月20日までに償還（本項において、償還請求に基づく償還および強制償還に基づく償還を含む。）されずかつ普通株式に転換されなかったA種優先株式を、その翌日（以下「A種優先株式強制転換基準日」という。）以降に開催される取締役会で定める日をもって、A

種優先株式 1 株の払込金相当額を A 種優先株式強制転換基準日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を対価として、取得する（本項において、「強制転換」という。）平均値の計算は、円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を切り上げる。但し、当該平均値が下限転換価額を下回るときは、A 種優先株式 1 株の払込金相当額を下限転換価額で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。また、当該平均値が上限転換価額を上回るときは、A 種優先株式 1 株の払込金相当額を上限転換価額で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。なお、転換価額が A 種優先株式強制転換基準日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までに前項に定める転換価額の調整により調整された場合には、下限転換価額および上限転換価額についても同様の調整を行うものとする。上記の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、当該端数につき金銭による精算は行わない。

15. 残余財産の分配

- (1) 当社が残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A 種優先株主または A 種優先登録質権者に対し、A 種優先株式 1 株につき 1,000 円を支払う。
- (2) 本項に定めるほか、A 種優先株主または A 種優先登録質権者に対しては残余財産の分配は行わない。

16. 議決権

A 種優先株主は、当社株主総会における議決権を有しない。

17. 株式の併合または分割、新株引受権等

- (1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A 種優先株式について株式の併合または分割を行わない。
- (2) 当社は、A 種優先株主に対し、募集割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

18. 募集方法

第三者割当ての方法により、以下の通り割り当てる。

株式会社札幌北洋ホールディングス 2,650,000 株

19. 保有期間その他の当該株券の所有に関する事項

該当事項なし

20. 上記各項の他、当社定款規定に従うものとし、本発行要項は各種の法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。

以 上